

高齢者の契約トラブル どう防ぐ？

1人暮らしのおばの自宅に新品のふとんやさまざまなサプリメントがありました。本人に聞いても「親切な人から薦められた」との回答です。明らかに必要な量を超えていると思われませんが、このような高齢者の消費者トラブルをどのように防ぐとよいでしょうか。

(当事者:80代女性)

地域で見守り まずは「188」

高齢者は自宅にすることが多いため、電話勧誘販売や家庭訪問による被害に遭いやすいといった特徴があります。1人暮らしの高齢者の場合、誰にも相談できないことや被害に遭っても周囲に気付かれにくく、被害が広がるのが問題です。

こうした被害を防止するためには、高齢者に対する地域の見守りが大切です。営業マンらしき人がよく自宅を訪ねている、部屋に新しい品物が積まれている、見慣れない工業者が来ているといった場合、ご近所の方、ヘルパーさん、民生委員などの方からの声掛けが被害防止につながります。

高齢者の消費者トラブルに周囲の方が気付いたら、まずは、局番なしの消費者ホットライン「188（いやや）番」に電話しましょう。ご家族をはじめ見守り主体となり得る周りの方が相手業者に対してどう対応すればよいかを、専門の消費生活相談員が助言します。場合によっては、消費生活相談員が消費者と業者との間に立って解決に向けて調整を行うこともあります。

県が運営する4つの消費生活センターでは、消費者トラブル防止の啓発として「消費生活出前講座」を無料で行っています。出前講座は、町内会や地域のお友達のグループなどおおむね10人以上であればどなたでも利用できます。土日祝日も対応していますので、ぜひご活用下さい。

消費者トラブルはひとつとではありません。自分は大丈夫と思い込まず、日頃からいろいろな消費者トラブルについて知る機会を持つことが大切です。

出前講座に関する問い合わせや申し込みは県消費生活センター（023・630・3237）までお気軽にどうぞ。